

○森ゆうこ君 明日、新党を立ち上げます国民の生活が第一の森ゆうこでございます。

まず、総理にお聞きいたします。

二〇〇九年、政権交代で民主党が掲げたマニフェスト、その根幹は何でしょうか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 理念としては、国民の生活が第一であります。その根幹は、それぞれのいろいろ解釈があるかもしれませんが、少なくとも申し上げていいことは、社会保障の分野については我々は力を入れてきたし、その部分についてはマニフェスト、事実、実現できたものも多いと思います。それから地域主権の確立というのも大きな柱でございますが、地方交付税、連続して増額するなど、あるいは一括交付金を創設するなど、この分野におけるマニフェストの実現も多かったと思っております。

○森ゆうこ君 根幹について、その程度の認識だったというのは大変残念です。

我々が国民の皆様にご約束したのは、この国の仕組みを根本から変える、今までの自民政権ではない新しい民主党政権で、ありとあらゆる仕組みを根本から変えて税金の無駄遣いを徹底的になくし、そして国民の生活が第一の政治を実現をする、それこそ命懸けでやらなければ、既得権益、それを排除することはできない、そういうお約束だったというふうに思います。

皆さん、資料をお配りしました。総理、ここに書いてあるのは、総理がその政権交代選挙のときに街頭で度々このような演説をされていた有名なシロアリ演説です。どうぞ、これを読み上げてください。

○委員長（柳田稔君） 簡潔にお願いします。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） これ全部読み上げるのも時間が掛かると思いますので、しっかりとシロアリの退治をして、そして無駄遣いをなくしていくということをお話をさせていただきます。

○森ゆうこ君 論言汗のごとしと申します。この国の民主主義、憲法前文を持ち出すまでもなく、選挙によって我々が国民の代表として選ばれる、そのときに、国民の皆様とお約束をしたその根幹の部分は守らなければなりません。

公党との約束も大切でしょう。しかし、その前に国民との約束が大切なのではないですか。いかがですか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 国民の皆様にご約束したことは誠実に守っていくということは基本的に大事なことだと思いますし、我々の任期中、マニフェストでお約束したことは全力で実現できるように努力をしていきたいと思っております。

この無駄遣いの削減についても、これは、例えば今は新しい児童手当という形になりましたが、子ども手当の問題でも、あるいは高校授業料無償化でも、マニフェストの主要事

項についてはしっかり財源確保をしながらやってまいりました。それは、鳩山政権のころからそれぞれの政務三役が全力を挙げてやってきたことだというふうに思いますし、これからもその取組は強化をしていきたいと思えます。

ワンショットのお金も、平成二十二年度は税外収入で過去最大の十・六兆円獲得したりしました。そういう努力はみんなやってまいりました。これからも行政改革、いわゆる特別会計改革や独立行政法人改革等のメニューがあります。そういうものをしっかりやり抜いていきたいと考えております。

○森ゆうこ君 代表選挙のときにも消費税のことは一度もおっしゃっておりません。書いてあることは命懸けで実行する、書いてないことはやらないんです、それがルールです、そうおっしゃいました。代表選挙のときにも何も言わなかったのをなぜ無理やりやろうとするんですか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 代表選挙のときにも何も言わないということはございません。各種の世論調査、テレビ討論等々、あるいはメディア主催の討論会等では明確にお話をさせていただいております。代表選挙の投票直前の選挙の部分の挨拶では申し上げておりませんが、トータルでは、あのころの争点化で誰がどういうことを言ったのくりでは明確に表れていると思えますし、その前の文芸春秋の「わが政権構想」にも書いてございますので、御指摘は当たらないと思えます。

マニフェストに書いてあることはしっかりやり遂げなければいけません。その姿勢はこれからも堅持をしていきたいと思えます。ねじれ国会の中で野党の皆様にも御協力をいただきながら賛同をしていくということの中で実現をしていきたいというふうに思えますし、マニフェストに書いていないことでも国民のためにやらなければならないことが出てくることもあります。そのこともしっかりと御説明をして、御理解を得ていきたいというふうに思えます。

○森ゆうこ君 この問題については、今後、社保の特別委員会等で更に議論してまいります。

野田政権発足以来、諸外国及び国際機関に対して約束した資金提供の総額は幾らですか、外務省。

○政府参考人（越川和彦君） お答え申し上げます。

野田政権発足以降、我が国が表明いたしました公的資金を含む支援としましては、外務省所掌のものとしたしましては、アフガニスタン、太平洋島嶼国、ミャンマーを含むメコン地域諸国、インド、ASEANと申します途上国・地域を対象としたもの、あるいは世界防災閣僚会議、あるいはリオ・プラス 20 と申しまして、国際会議における防災・気候変動分野における支援といったものがございます。

これらの国際公約は相互に重なる部分がございます。かつ、公的資金のみならず民間資金も含まれており、公的資金の拠出額が現時点では未定のものもございます。公的資金による総額を算出することは極めて難しゅうございますが、このような前提の下で当省所掌

のODAに限定しまして合計額を算出しますと、大まかな数字でございますが約二百三十四億ドル、一兆九千億程度となります。

以上でございます。

○森ゆうこ君 資料には私の方でまとめさせていただいたものをお付けしております。外務省、そこには何て書いてありますか、合計額。

○政府参考人（越川和彦君） 配付いただきました資料では、合計十四兆三千三百三十三億円と記載してございます。

○森ゆうこ君 桁が違うと思いますけれども、なぜきちんとした数字を国民の前に示さないのですか。

○国務大臣（玄葉光一郎君） 今のお話はODAに限定して申し上げた、また十四兆という数字は、これはいわゆる融資枠の設定で、実際に財政負担が生じるというものではございません。なお、ODAも、一・九兆という先ほどお話がありました、恐らく約一・五兆弱くらいはこれは円借ですから中長期的には戻ってくると、そういうこととなります。

○森ゆうこ君 私はペーパーで質問を通告しております。野田政権発足以来、諸外国及び国際機関に対して約束した資金提供の総額いかん、そのとおりなんですけれども、きちんと答弁してください。

○政府参考人（越川和彦君） この表にありますものでIMFに対する増資ですと、この辺は外務省の所掌ではございませんので、私の方からは控えさせていただきます。

○森ゆうこ君 そういうやり取りは昨日もやりました。じゃ、どこが答えるんですか。

○国務大臣（安住淳君） IMFについては、融資枠でございますので……（発言する者あり）あ、指名受けました、融資枠でございますので、これは拠出という言い方もありますけれども、あくまで出資のできる枠というふうな位置付けでございます。

○森ゆうこ君 いや、だから、国際機関に対して約束した資金提供の総額と言っているんですよ。勝手に自分たちで理屈を付けないでください。

じゃ、総理、お答えください。総額幾らですか。外務省は外務省、財務省は財務省と言って総額をお答えいただかないので、御自分がお約束をした、野田内閣として資金提供をお約束した総額は幾らですか。私の資料を見ていただければ答えられると思いますよ。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） これも委員の資料で全部、いわゆる資金協力の枠、融資枠も含めて全部合わせるならば、ここに書いてある数字の十四兆三千三百三十三億円ということなんだと思います。

○森ゆうこ君 最初からそうお答えいただければいいんですよ。いかにも今すぐ財政破綻するかのようなデマを財務省が飛ばしていますけれども、こうやって資金提供、それはファイナンスする力は日本にはあるわけです。この点については次の委員会で更に詰めたと思います。

そして、原発再稼働、大飯原発再稼働についてお聞きをいたします。

重大事故が起きた場合に、現場での事故対応はどこで行いますか。

○国務大臣（枝野幸男君） 万が一の事故に至らないよう、判断基準に照らして確認をしているところでありますが、万が一シビアアクシデントが発生した場合は、換気空調系を有し、通信機器も配備された発電所内の緊急時指揮所において緊急時対応を行うこととしております。

○森ゆうこ君 そこで本当に可能なんですか。

○国務大臣（枝野幸男君） この緊急時指揮所の周辺には、同じように換気空調系を有し、つまり外から放射性物質が入ってこない、そしてこの建物自体は免震構造でございます、こうした部屋が緊急時指揮所の周辺にもございまして、必要な人員がしっかりとそこで対応できるということについては確認をしております。

○森ゆうこ君 柏崎刈羽の中越沖地震の教訓を経て、福島第一原発には免震重要棟が設置された。そして、それがなければ事故の対応はほとんどできなかった。もっと悲惨なことになっていたわけです。

免震重要棟がありません。今の御答弁も曖昧です。私は、先ほどもう質問ありましたので繰り返しませんけれども、大飯原発再稼働、再考するべきだと考えますが、総理の御答弁を求めます。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 大飯原発三、四号機については、安全性とそして必要性、それらを総合判断をして、判断基準に照らして適合するということになりまして稼働をさせることとなりました。そのことについては立地自治体の御理解もいただいているところでございますので、再考するという気持ちはございません。

○森ゆうこ君 避難計画もないということが午前中の質問でも分かっております。住民の安全を全然考えていない、福島教訓が生かされていない。そして、毎週繰り返されております官邸前のデモ、これに全く耳を傾けていないのではないかと思います。

私は直ちにやめるべきであるというふうに思いますが、野田政権というのは国民の基本的人権を守るということについて非常に無頓着なのではないかというふうに思います。

検察審査会の問題についてお聞きをいたします。

法務省、検察審査会法第四十一条の六第二項には何と書いてありますか。

○政府参考人（稲田伸夫君） 御指摘の検察審査会法第四十一条の六第二項には、「検察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない。」と定められております。

○森ゆうこ君 それはどういう意味ですか。

○政府参考人（稲田伸夫君） 当該条項の趣旨でございますが、起訴議決が、それに基づいて公訴提起がなされるという重大な法的効果を持つものであり、被疑者の立場に与える影響が非常に大きいことから、慎重かつ適正な判断を担保するために、その前提として、各検察審査員において審査の対象である不起訴処分の理由を十分に把握した上で判断をすることを確保するというものであると承知しております。

○森ゆうこ君 事前に説明していなければ起訴議決は無効ということですか。

○政府参考人（稲田伸夫君） お尋ねは、検察審査会議に検察官の出頭を求めなければその当該起訴議決が無効になるかという御趣旨だろうと思いますが、明らかに当該条項に違反することになるということまでは間違いはないと思いますが、その場合に当該起訴議決が無効になるか否かにつきましては、最終的には裁判所において判断されるべき事柄でございますので、私どもとしてはお答えを差し控えさせていただきたいと思っております。

○森ゆうこ君 その答弁自体おかしいというふうに思いますが、法務省が私に対して、担当検察官が出席しているという、その記録がないと言っていましたけれども、ここに情報開示請求されたものがございます。

この出張記録とは何ですか。

○森ゆうこ君 徒歩の出張記録はないというふうにペーパーで回答をしていましたけれども、あるじゃないですか。なぜうそをつくんですか。

○政府参考人（稲田伸夫君） その際にも御説明を申し上げますように、東京地検に所属する職員が東京地裁内の検察審査会に業務で出向いた場合というのは、両庁舎間の距離が近距離であり、旅費の支給対象ともならない場合であり、出張扱いとはしておらず、出張したことの記録を作成しない取扱いとなっているというふうに回答をしたものというふうに承知しております。

○森ゆうこ君 出張記録の下の注意書きを読んでもください。

○政府参考人（稲田伸夫君） 注の一だろうと思いますが、本書は交通費を要しない在勤地内、旅費請求によらない在勤地内及び路程百キロメートル未満の出張について、出張日ごとに作成の上、速やかに総務課に提出するというふうに記載されております。

○森ゆうこ君 敷地内でも書くことになっているじゃないですか。なぜうそをついたんですか。

○政府参考人（稲田伸夫君） これは東京地検が定めているものでございまして、私どもの理解といたしましては、先ほども申し上げましたように、近接するような場所で旅費の支給対象とならない場合については出張扱いとしていないということから、出張管理簿にも記載をしていないという取扱いをしているというふうに承知しております。

○森ゆうこ君 東京地方裁判所、徒歩、記録があるじゃないですか。なぜここまで資料を出しているのにいまだにうそをつくんですか。おかしいじゃないですか。

○政府参考人（稲田伸夫君） 繰り返して恐縮でございますけれども、東京地検と東京地裁は極めて近接しているということは御承知のとおりだと思いますし、現実に毎日、平日には相当多数の検察官らが公判立会などのために東京地裁に赴いておりますが、これらにつきましても通常出張扱いとはせず、出張管理簿にも記載していないというふうに考えております。

ちなみに、今お示しのは、東京地裁にも行っておりますけれども、あわせて葛飾区小菅にあります東京拘置所に官用車で出向いているということもあり、そのような記載になっているのではないかと考えておりますが、個別の案件については承知はいたしておりません。

○森ゆうこ君 全く理解できません。ここまで証拠を示しているのに、いまだにうそをつく。検察審査会法起訴議決、これは、第四十一条の六第二項には、起訴議決の前に担当検察官が出頭して説明しなければなりません。

ですから、起訴議決は無効であると申し上げ、そしてこの件に関する集中審議を委員長に求めて、私の質問を終わります。